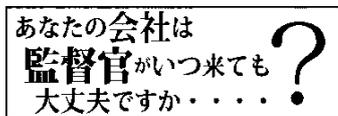
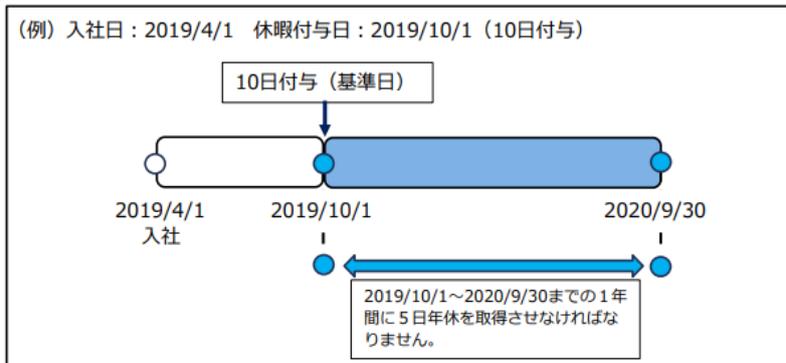


労働者全員が有給未取得 書類送検 茨城県竜ヶ崎

茨城・龍ヶ崎労働基準監督署は、年次有給休暇取得の時季指定を怠ったとして、飲食業の(有)とむとむ(茨城県北相馬郡)と同社代表取締役を、労働基準法第39条(年次有給休暇)違反の疑いで水戸地検土浦支部に書類送検した。

同社は、平成31年4月1日～令和4年3月31日の期間において、年10日以上有給休暇が付与される労働者全員に対して時季指定を怠り、年5日間を取得させていなかった疑い。労働者2人が退職前に申請・取得した有給休暇について、賃金を支払わなかったとして、同法第24条(賃金の支払い)違反の疑いでも立件した。

使用者は、労働者ごとに、年次有給休暇を付与した日(基準日)から1年以内に5日について、取得時季を指定して年次有給休暇を取得させなければなりません。



有給管理簿等を使用し、労務管理の徹底に務めてください。
弊監理団体は、定期監査時に、必ず有給管理簿を確認させていただきます。

■監理団体からのお知らせ■

6月の定期監査ではご協力頂き、有難うございました。

今回の定期監査では、勤怠表と給料支払いの相違が数社発覚しました。技能実習生や、特定技能外国人からの相談も寄せられました。

外国人も日本国内で就労する限り、労働関係法令の適用があります。具体的には、労働基準法、労働契約法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働・社会保険等、日本人と同様に適用されます。

今一度、関係法令を確認頂き、遵法に沿った外国人受入れを遂行していただきますようお願い申し上げます。